

奈良県告示第二百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
慈恵クリニック	大和郡山市小泉町東一丁目八―七	令和二年一月十五日
福井療院	宇陀市室生大野二二五三	令和三年八月十日
平川歯科医院	生駒市東生駒町一丁目二九四―一 一 東前マンション一階	令和三年八月二十日
近藤クリニック真美ヶ丘腎センター	北葛城郡広陵町馬見北六―一―八	令和三年八月二十日